

## 養父市告示第62号

養父市アートクリエイトチーム設置要綱を次のように定める。

令和3年7月1日

養父市長 広瀬 栄

### 養父市アートクリエイトチーム設置要綱

(設置)

第1条 市と市民が協働して行うべき文化芸術施策の推進に必要な市民ニーズの把握等を行うため、養父市アートクリエイトチーム (Yabu city art create team 以下「Y B a c t」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 Y B a c tの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民ニーズの集約に関する事。
- (2) 市民ニーズを踏まえた鑑賞事業の計画立案に関する事。
- (3) 新たな取組及び事業の提案に関する事。
- (4) 効果的な情報発信に関する事。
- (5) その他文化芸術施策の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 Y B a c tのメンバーは、次の各号に掲げる者のうちから20人以内で組織する。

- (1) 参与 (芸術監督)
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関連分野の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 Y B a c tに、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、参与が必要に応じて招集し、参与が議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 Y B a c t に、所掌事務に関し、必要な部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 Y B a c t の庶務は、市民生活部文化芸術推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、Y B a c t の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初のメンバーの任期の特例)

2 この告示の施行後最初に選任されるメンバーは、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。